

群馬大学共同教育学部附属教育実践センター長選考規程

令和 2.4.1 制定
改正 令和 4.1.19

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学共同教育学部附属教育実践センター長（以下「センター長」という。）の選考は、群馬大学共同教育学部附属教育実践センター規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、この規程の定めるところにより学長が行う。

(選考の時期)

第 2 条 センター長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

2 前項第 1 号の場合は、任期満了の 1 月前までに、同項第 2 号又は第 3 号の場合は、速やかに行う。

(センター長の資格)

第 3 条 センター長の資格は、共同教育学部の主担当を命ぜられた教授又は教育学研究科の主担当を命ぜられた教授で共同教育学部を担当するものとする。

(選考の方法)

第 4 条 共同教育学部及び大学院教育学研究科三役会議（以下「三役会議」という。）は、センター長候補適任者 1 人を選考する。

2 三役会議は、前項で選考した者を共同教育学部教授会（以下「教授会」という。）に推薦する。

3 教授会は、前項で推薦された者について、構成員による投票を行う。

(投票の方法)

第 5 条 投票は、無記名投票とする。

(候補者の決定)

第 6 条 前条の投票により、有効投票数の過半数を得た者をセンター長候補者とする。

(候補者の推薦)

第 7 条 学部長は、教授会の投票により決定したセンター長候補者を学長に推薦する。

(センター長の任期)

第 8 条 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 4 年を超えて在任することができない。

2 第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する理由に基づき、センター長となった者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。ただし、前任者の残任期間が 1 年に満たない場合は、その期間に 1 年を加えた期間とする。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，令和4年1月19日から施行する。